

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出の公告に係る意見書の提出がありましたので、その概要を同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、当該意見については、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年7月15日

門真市長 宮本 一孝

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）門真松生町計画

門真市松生町204番3号ほか

2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日

令和4年3月8日（令和4年門真市告示第86号）

3 意見書

(1) 提出者及び住所

団体

大阪市

(2) 概要

ア 店舗西側に隣接する道路は平日でも交通量が多い状況だが、店舗の設置により交通量が更に増加し、店舗に隣接する道路だけではなく周辺

道路一帯に事故及び渋滞のリスクが考えられるため、周辺道路も含めた事故防止及び渋滞緩和に関する交通対策を求める。

イ 門真市駅から徒歩又は自転車により南下し来店する客の動線について、店舗の出入口から離れた歩道橋や松生町交差点の地下道を使用する計画となっており、来店客の利便性に対して配慮が欠けていると思われるため、地上に歩行者及び自転車が利用できる横断歩道を設置する等、交通計画の見直しを求める。

ウ 店舗に隣接する道路の工事により、周辺地域に高低差が生じる場所があるため、高低差処理の対応を求める。

エ 店舗に隣接する道路については、交通量が増加することが考えられるため、隣接道路沿いにある事業所の出入口等についてもカーブミラーを設置する等、安全対策を求める。

(3) 収受日

令和4年6月30日

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

告示の日から令和4年8月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(2) 縦覧の場所

門真市中町1番1号

門真市市民文化部産業振興課